

(支援局) 期間業務職員の採用について

こども家庭庁支援局では、期間業務職員を次のとおり募集いたします。

<u>職 種</u>	一般事務補助
<u>雇用形態</u>	非常勤
<u>雇用期間</u>	令和7年9月1日から令和8年3月31日まで ※ 採用後、1か月間は条件付採用期間となります。 ※ 雇用期間終了後、勤務成績等により再採用されることも可。
<u>資 格</u>	高校卒以上で、パソコン（ワードプロセッサソフト及び表計算ソフト（Word、Excel 等））が扱える方 なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。 1 日本国籍を有しない者 2 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 ○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 3 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
<u>就業時間</u>	08：30～17：15 ※ 仕事内容によっては時間外勤務を伴うことがあります。 ※ 職務内容に応じて、勤務開始時間に変更となる場合があります。
<u>休憩時間</u>	12：00～13：00
<u>給 与</u>	日給月給制
<u>日 給</u>	10,490円～13,790円／日（学歴・職歴等を考慮の上決定） ※ 給与法改正に伴い変更となる可能性があります。 その他に賞与、通勤手当（月額55,000円以内）、住居手当（月額28,000円以内）、超過勤務手当あり。
<u>退職手当</u>	一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。
<u>休 日</u>	土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休み
<u>休 暇</u>	年次休暇10日（半年経過後に付与。再採用時に繰越可。） ※ その他、事情に応じた有給・無給の休暇があります。
<u>勤 務 地</u>	東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング

加入保険 雇用保険、健康保険（国家公務員共済組合制度（短期給付））、厚生年金保険に加入。

※ 国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。また、再採用により一定条件下で1年を超えて勤務した場合、厚生年金は国家公務員共済組合制度（長期給付）への加入に切り替わります。

仕事内容 ・一般事務補助（所管補助事業等に関する電話対応（申請書類等の提出状況の確認、提出書類の修正指示、確認指示等を含む）、パソコン使用による文書・資料の作成やデータ管理、国の会計システムへの入力作業やそれに付随する業務等）

採用人数 1名

応募要領 郵送又はメールで応募書類を添付して応募してください。

＜応募書類＞

- ・（様式）履歴書（カラー写真貼付、志望動機、メールアドレス記載）
- ・職務経歴書（過去に従事した業務内容を具体的にまとめたもの）

※応募書類は返却いたしません。責任を持って破棄いたします。

【メールによる送付先】

下記問い合わせ先に記載のメールアドレスに応募書類を添付して応募してください。

件名：「（支援局）期間業務職員（一般事務補助）応募」

【郵送による送付先】

〒100-6090

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング20階

こども家庭庁支援局総務課 管理係

※封筒に「（支援局）期間業務職員（一般事務補助）選考書類在中」と記載ください。

募集期限 郵送：令和7年7月4日**必着【厳守】**

メール：令和7年7月4日17時**受信分まで【厳守】**

試験 1次選考 書類審査

2次選考 面接

※応募書類の提出に応じ、募集期限前であっても随時面接を行います。

※書類審査（1次選考）の上、面接（2次選考）を行うこととなった方へのみ、2次選考の日時、場所をご連絡いたします。メール制限をしている方は受信可能にしてください。ドメイン：@cfa.go.jp

問い合わせ先 メールアドレス：shien.kanri@cfa.go.jp

※問い合わせについては、メールでのみ対応します。

その他

- ・採用内定者には、各種書類の提出、在職証明書の提出があります。
- ・身分証明書証にマイナンバーカードを使用します。お持ちでない方は、マイナンバーカード取得をお願いいたします。